

# 鴨川町文書

(採訪時住所 千葉県安房郡鴨川町)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	明治26	1893			2	1	鴨川漁業組合設置申請書 附設置認可書	千葉県安房郡鴨川漁業組合		綴	(34)	絵図2枚挟み込み	8
1 1	明治32	1899			1	23	證明願	磯谷武一郎 <sup>印</sup> , 他5名	鴨川町長 福田友政殿	便箋	1		8 10
1 2 1	明治36	1903			1	10	鴨川漁業組合同意書	磯谷武一郎 <sup>印</sup> , 他5名		便箋	1		8 7 1
1 2 2	明治36	1903			1	13	同意證	渡邊豊次郎 <sup>印</sup> , 他283名		便箋	1		8 7 2
1 2 3							特別圖淡水図			縦紙	1	鴨川市周辺の海図・加茂川の図	8 7 3
1 3	明治36	1903			1	12	鴨川漁業組合同規約			便箋	1		8 18
1 4	明治36	1903			1	22	鴨川漁業組合同規約			便箋	1		8 3
1 5	明治36	1903			2	1	鴨川漁業組合設置認可申請書	磯谷武一郎 <sup>印</sup> , 他5名	千葉県知事 阿部浩殿	便箋	1		8 2
1 6	明治36	1903			2	1	役員認可申請書	磯谷武一郎 <sup>印</sup> , 他5名	千葉県知事 阿部浩殿	便箋	1		8 9
1 7	明治36	1903			2	6	内四收第四六一號(鴨川漁業組合設置, 明治35年度経費予算・役員選任認可)	千葉県知事 阿部浩 <sup>印</sup>	安房郡鴨川町鴨川漁業組合 磯谷武一郎, 他5名	単票	1		8 1
1 8	明治36	1903			6	19	決議録	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎 <sup>印</sup>		便箋	1		8 13

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1 9	明治36	1903			6	20	規約変更認可申請書	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印, 理事 江島徳太郎印, 理事 前田兼松, 理事 鈴木惣治印	千葉縣知事 石原健三殿	便箋	1		8 12
1 10	明治36	1903			6	28	總會決議書	議長 磯谷武一郎		便箋	1		8 14
1 11	明治36	1903			6	29	地先水面専漁業免許願書	鴨川漁業組合 理事 磯谷武一郎印	農商務大臣男爵 平田東助殿	便箋	1		8 15
1 12	明治36	1903			12	4	内四收第二六〇八號 (組合規約更正の認可)	千葉縣知事 石原健三印	安房郡鴨川町漁業組合	単票	1		8 16
1 13	明治36	1903					鴨川漁業組合明治三十五年度経費収支予算書			便箋	1		8 4
1 14	明治38	1905			10	10	三收第一九三三號 (組合役員選任の件認可)	千葉縣知事 石原健三印	安房郡鴨川町鴨川漁業組合	便箋	1		8 11
1 15	明治40	1907			1	26	規約変更認可申請	鴨川漁業組合長 理事 磯谷武一郎印	千葉縣知事 石原健三殿	便箋	1		8 17
1 16	明治40	1907			7	29	三收第七〇九號 (組合規約変更認可)	千葉縣知事 石原健三印	安房郡鴨川漁業組合	便箋	1		8 19
1 17	明治43	1910			10	12	産第四八四〇號 (組合理事及監事選任の件)	千葉縣知事 告森良印	鴨川町漁業組合	便箋	1		8 20
1 18	大正 2	1913			2	18	産第一四六三號 (組合会議決規約変更の件)	千葉縣知事 告森良印	安房郡鴨川町鴨川漁業組合	便箋	1		8 21
1 19	大正 2	1913			2	18	産第一四六三號 (組合会議決規約変更の件)	千葉縣知事 告森良印	安房郡鴨川町鴨川漁業組合	便箋	1		8 25

目録番号	年号	西曆	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1 20	大正 2	1913			11	21	漁業組合登記變更二付申請	鴨川漁業組合 理事 磯谷武一郎印	北條區裁判所鴨川出張所 御中	便箋	1		8 22
1 21	大正 2	1913			12	23	(處務規程並びに給与規程の件認可す)	千葉縣安房郡長 岡巖印	安房郡鴨川町 鴨川町漁業組合	便箋	1		8 23
1 22	大正 3	1914			1	24	正誤願	安房郡鴨川町漁業組合長 理事 磯谷武一郎印	千葉縣知事 池松時和殿	便箋	1	付箋あり	8 24
1 23	大正 4	1915			4	15	(加茂川築堤施設の件許可)	千葉縣知事 佐柳藤太印	安房郡鴨川町漁業組合	便箋	1		8 26
1 24	大正 6	1917			2	20	決議録	鴨川漁業組合 理事 磯谷武一郎印		便箋	1		8 28
1 25	大正 6	1917			6	19	(規約変更ノ件許可)	千葉縣知事 折原巳一郎	安房郡鴨川町漁業組合	便箋	1		8 30
1 26	大正 6	1917			6	20	漁第一四號組合規約變更許可申請	組合長	知事様	便箋	1		8 31
1 27	大正 6	1917			6	20	鴨川町漁業組合規約中變更	鴨川町漁業組合長 磯谷武一郎印		便箋	1		8 32
1 28	大正 6	1917			7	28	漁業組合規約變更二關スル件通牒	鴨川町長 縣房儀印	鴨川町漁業組合長 磯谷武一郎殿	便箋	1		8 29
1 29							賦課徴収法			便箋	1		8 5
1 30							鴨川漁業組合創立費用及償却法			便箋	1		8 6

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1 31							創立惣會決議録	磯谷武一郎 <sup>㊟</sup> , 吉田彌八 <sup>㊟</sup> , 鈴木惣治 <sup>㊟</sup>		便箋	1		8 8
1 32							第三回變更改正規約 鴨川町漁業組合同規約書 (全 49条)			便箋	1		8 27
2	明治35	1902			5	11	明治三十五年 証憑書類綴	鴨川漁業組合		綴	(96)		10
2 1 1	明治27	1894			10	20	記 (旅費等, 金8円50銭, 領収証)	江島徳太郎 <sup>㊟</sup>	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 8
2 1 2	明治36	1903			5	11	記 (理事給料, 金4円, 領収書)	鈴木惣治 <sup>㊟</sup> , 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>	鴨川漁業組合御中	縦紙	1		10 6 2
2 1 3	明治36	1903			7	3	証 (筆工料, 金3円, 受取書)	星野利克 <sup>㊟</sup>	鴨川漁業組合御中	便箋	1		10 6 1
2 1 4	明治36	1903			7	4	受取証 (35年度報酬等, 惣金8円60銭)	前田兼松 <sup>㊟</sup>	鴨川漁業組合御中	縦紙	1		10 6 3
2 1 5	明治36	1903			7	5	証 (鴨川漁業組合漁場測量費日給, 金103円50銭, 領収書)	水産法令測量研究会 主任 平山與三郎 <sup>㊟</sup>	鴨川漁業組合御中	便箋	1		10 6 4
2 1 6	明治36	1903			7	6	証 (但海面測量契約保証金, 金10円, 右金預りに つき)	鴨川漁業組合 理事 磯谷武 一郎 <sup>㊟</sup>	平松與三郎殿	縦紙	1	無効 (同年7月9 日鴨川役場へ差 入、相済につ き)	10 6 6
2 1 7	明治36	1903			7	26	証 (日当・製図用品等, 金8円18銭, 領収書)	水産法令測量研究会 主任 平山與郎 <sup>㊟</sup>	鴨川漁業組合 理事前田兼 松殿	縦紙	1		10 6 5
2 1 8	明治37	1904			5	11	受領証 (金4円, 但採藻売得代配当金/内)	鴨川漁業組合 理事組長 磯 谷武一郎 <sup>㊟</sup>	鴨川町長 福田友政殿	便箋	1	「鴨川町役場」 用箋使用	10 6 10

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
2	1	9	明治37	1904		5	20	記 (金10円, 白井吉三に贈与)	鴨川漁業組合 理事 磯谷武一郎 <sup>㊦</sup>	鴨川漁業組合御中	便箋	1	無効 (同年7月9日鴨川役場へ差入、相済につき)	10 6 7
2	1	10	明治37	1904		10	29	証 (36年度組合費, 金31円31銭2厘, 受取書)	安房水産組合長 満井武平 <sup>㊦</sup>	鴨川町 漁業組合御中	便箋	1		10 6 12
2	1	11	明治38	1905		12	17	記 (書記料, 金2円, 受取書)	田辺誠一郎 <sup>㊦</sup>	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 18
2	1	12	明治39	1906		3	15	領収書 (金46円, 但出資金の一部)	千葉県韓海漁業団 <sup>㊦</sup>	江島徳太郎殿	切紙	1		10 6 24
2	1	13	明治39	1906		4	7	証 (金230円, 但貝渚・磯村, 磯根探鮑権受金)	鴨川町長 福田友政 <sup>㊦</sup>	江島徳太郎殿, 磯谷武一郎殿, 正木弥六殿	縦紙	1		10 6 25
2	1	14	明治39	1906		4	11	証 (書記料, 金5円, 受取書)	山田市太郎 <sup>㊦</sup>	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 33
2	1	15	明治39	1906		4	12	証 (磯根探鮑権破約損害金, 金7円, 受取書)	江島徳太郎代人 <sup>㊦</sup>	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 21
2	1	16	明治39	1906		4	12	記 (切手・封筒代等, 金77銭6厘, 受取書)	磯谷武一郎 <sup>㊦</sup>	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 27
2	1	17	明治39	1906		4	12	キ (使賃, 金50銭, 受取書)	松田トキ <sup>㊦</sup>	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 28
2	1	18	明治39	1906		4	12	記 (弔料, 金50銭, 受取書)	正木 <sup>㊦</sup>	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 29
2	1	19	明治39	1906		4	12	キ (金8円11銭, 受取書)	いろは 土場八五郎 <sup>㊦</sup>	鴨川漁業組合御中	縦紙	1		10 6 30

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
2	1	20	明治39	1906		4	12	記（金12円28銭, 受取書）	川口や	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 31
2	1	21	明治39	1906		4	12	記（スし代, 金80銭, 受取書）	蛇目寿し㊦	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 32
2	1	22	明治39	1906		5	23	証（中江駒蔵韓国行補助金, 金5円, 受取書）	江島徳太郎㊦	鴨川漁業組合御中	切紙	1	挟み込み有り	10 6 13
2	1	23	明治40	1907		1	6	記（理事報酬明治39年度分, 金2円, 受取書）	江島徳太郎㊦	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 15
2	1	24	明治40	1907		1	16	記（理事報酬明治39年度分, 金2円, 受取書）	正木弥六㊦	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 16
2	1	25	明治40	1907		2	22	記（前田氏報酬金, 金2円, 受取書）	代 山口良治㊦	理事長 磯谷殿	切紙	1		10 6 19
2	1	26	明治40	1907		11	5	受領証（金9円74銭5厘, 39年度本組合費責町負担分）	安房水産組合長 正木清一郎 ㊦	安房鴨川町 漁業組合御中	便箋	1		10 6 14
2	1	27				4	12	証（半紙等代金, 金32銭5厘, 受取書）	磯谷店㊦	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 22
2	1	28				4	12	記（酒・飯代等, 金11円50銭, 受取書）	鴨川町 吉田屋㊦	鴨川漁業組合 組長御中	切紙	1		10 6 26
2	1	29						証（金38円50銭, 内諸雑費差引21円80銭御渡申候につき）	町長 福田友政㊦	漁業組合理事 江島徳太郎 殿, 鈴木惣治殿	便箋	1	「鴨川町役場」 用箋使用	10 6 9
2	1	30						証（報酬明治38年度分, 金4円, 受取書）	理事 磯谷武一郎㊦, 鈴木惣 治㊦	鴨川漁業組合御中	便箋	1	「鴨川町役場」 用箋使用	10 6 11

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 1 31							記 (理事報酬明治39年度分, 金2円, 受取書)	山口良治 <sup>㊟</sup>	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 6 17
2 1 32							(磯根・鮑採権売買ニ関ル利益ニ支払ヒル)	鴨川漁業組合		便箋	1		10 6 20
2 1 33							証 (38年度組合費総額, 金11円72銭2厘, 受取書)	安房郡水産組合長 正木清一郎 <sup>㊟</sup>	江島徳太郎殿	切紙	1		10 6 23
2 1 34							記 (内金135円37銭, 磯根金引組合費負担ヲ支払入)			縦紙	1		10 6 34
2 2 1	明治35	1902			5	11	(漁業組合設置一件につき書状)	磯谷武一郎	白鳥善夫, 四宮喜三郎様, 他2名	縦紙	1		10 1 10
2 2 2	明治36	1903			2	28	明治三十六年第一回議員会議事録			便箋	1		10 1 15
2 2 3	明治36	1903			4		契約証 別約証 (漁業権保全ノ為, 鴨川漁業組合代表者理事磯谷武一郎ト鴨川町長福田友政ト契約締結)			仮綴	1		10 1 11
2 2 4	明治36	1903			6	28	(鴨川漁業組合員総臨時總會決議事項覚)			便箋	1		10 1 14
2 2 5	明治37	1904			5	10	鴨川漁業組合明治三十七年度経費賦課徴収役			縦紙	1		10 1 12
2 2 6	明治37	1904			5	21	借入金 (鴨川町長・安房銀行等より借入覚)			縦紙	1		10 1 6
2 2 7	明治37	1904			6	4	貸金 (割手形・貸付金等控)			縦紙	1		10 1 3



目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 2 8	明治37	1904			6	13	収入（利子・割引料等覚）			縦紙	1		10 1 8
2 2 9	明治37	1904					記（金銭支払覚）			縦紙	1		10 1 2
2 2 10	明治37	1904					収入部（37年度天草売買につき、口銭等入金覚）			縦紙	1		10 1 7
2 2 11							記（金銭出入覚）			縦紙	1		10 1 1
2 2 12							（支払金覚カ）			縦紙	1		10 1 4
2 2 13							収支（金銭収支覚）			縦紙	1		10 1 5
2 2 14							（「金36円、鴨川役場へ返金」書付）			縦紙	1		10 1 9
2 2 15							鴨川漁業組合費賦課徴収等級案			便箋	1		10 1 13
2 2 16							地曳網沿革陳述書（本町地曳網使用由緒）			便箋	1		10 1 16
2 2 17							（本網号共同人名左ニ代表者・前田兼松、山口新次郎、高梨熊次郎、他10名）			便箋	1		10 1 17
2 3	明治36	1903			6	26	記（5人分日当代、金1円50銭、受取書）	瀧口君松㊦	鴨川漁業組合御中	単票	1		10 8

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
2	4	1	明治36	1903			7	1	証 (技手手伝い, 日次カ)	主任 平山与三郎代 技手 田部井栄次郎㊟	鴨川漁業組合御中	帳面類	1		10	9	1
2	4	2							証 (水夫雇入及船)			帳面類	1		10	9	2
2	5		明治36	1903			7	3	記 (食料・日当等, 金46円70銭, 受取書)	鈴木惣次㊟	鴨川漁業組合御中	便箋	1	「鴨川町役場」用箋使用	10	7	
2	6		明治36	1903			7	4	証 (用紙・鉛筆代等, 受取書)	平山與三郎 本人代理 田部井栄次太㊟	鴨川漁業組合御中	縦紙	1		10	5	
2	7		明治36	1903			7	4	記 (目標杭代等, 1円38銭, 受取書)	鈴木惣治㊟	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10	18	
2	8		明治36	1903			7	9	記 (食費代等, 金2円8銭, 受取書)	鈴木惣治㊟	鴨川漁業組合御中	便箋	1		10	15	
2	9		明治36	1903			7	13	請取 (金10銭, 但石灰1斗につき)	永井勝三㊟	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10	16	
2	10		明治37	1904			10	16	漁業組合役員并=同盟員出席表			便箋	2		10	21	
2	11		明治37	1904			10	25	記 (5月20日搦布売却=付, 21円80銭, 内金5円51銭, 受取書)	(鴨川町役場)		便箋	1	「鴨川町役場」用箋使用	10	19	
2	12		明治38	1905			9	19	記 (お茶代, 1円, 受取書)	千葉県安房郡鴨川町前原 旅人宿日酒土屋㊟	鴨川漁業組合御中	縦紙	1		10	22	
2	13		明治38	1905			9	19	記 (視察費用, 金6円8銭, 受取書)	鈴木惣治㊟	鴨川漁業組合御中	縦紙	1		10	24	

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 14	明治38	1905			9	19	記 (弁当料等, 金9円92銭, 受取書)	千葉県安房郡鴨川町前原 旅 人宿日酒土屋☺	鴨川漁業組合御中	縦紙	1		10 25
2 15	明治39	1906			1		賭払領収証綴	鴨川漁業組合		綴	(14)		10 26 1
2 15 1	明治38	1905			12	16	記 (金50銭, 御茶料として御恵与につき)	千葉県安房郡鴨川町前原 吉 田屋勝次郎☺	上様	単票	1		10 26 3
2 15 2	明治38	1905			12	16	記 (貸付利息, 金91銭, 受取書)	株式会社 花房銀行☺	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 26 6
2 15 3	明治38	1905			12	17	証 (西方へ再度出張旅費補充ト行, 金10円, 受取 書)	鈴木惣治☺	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 26 10
2 15 4	明治38	1905			12	17	記 (すし・弁当代, 金20銭, 受取書)		(鴨川漁業組合御中)	切紙	1		10 26 11
2 15 5	明治39	1906			1	31	記 (酒・親子七ツ代金, 金1円29銭, 受取書)	川口屋☺	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 26 13
2 15 6	明治39	1906			2	2	証 (弁当代等, 金3円, 受取書)	千葉県安房郡鴨川町前原 旅 人宿日酒土屋☺	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 26 14
2 15 7	明治				12	15	記 (さけ・さしみ代, 金84銭, 受取書)	千葉県安房郡鴨川町前原 旅 人宿日酒土屋☺	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 26 7
2 15 8	明治				12	16	記 (酒代等, 金2円45銭, 受取書)	鴨川町 吉田屋☺	上様	切紙	1		10 26 4
2 15 9	明治				12	26	記 (御茶代, 金50銭, 受取書)	千葉県安房郡鴨川町前原 吉 田屋勝次郎☺	上	単票	1		10 26 5

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 15 10					6	21	(38円45銭7厘相渡につき)	兼松	磯谷大兄様	切紙	2	付箋あり	10 26 2
2 15 11					12	15	記 (タバコ代等, 金34銭, 受取書)	瀬原印	漁業組合御中 福田サン, 江ジマサン, 鈴木サン, 磯谷サン	切紙	1		10 26 12
2 15 12					12	17	記 (花房銀行より借入に関する経費, 金94銭8厘, 受取書)	鴨川町 磯谷武一郎印	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 26 8
2 15 13					12	17	記 (さけ・御飯代, 金89銭, 受取書)	千葉県安房郡鴨川町前原 旅 人宿日酒土屋印	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 26 9
2 16	明治39	1906			5	30	記 (夕食6名分, 4円91銭, 受取書)	鴨川町前原 吉田屋印	鴨川漁業組合御中	切紙	1		10 23
2 17					6	5	記 (食事・酒代等, 金4円36銭, 請求書)	せ子みや	磯谷様, 平山様	切紙	1		10 12
2 18					6	29	(鮑・蝶螺代他金銭覚)			縦紙	1		10 2
2 19					7	1	記 (酒代等, 金4円86銭, 受取書)	鴨川町 吉田屋	上様	切紙	1		10 10
2 20					7	1	記 (みの白代等, 金33銭1厘, 受取書)	松井栄助	鈴木様	切紙	1		10 11
2 21							(水夫・人夫代等書上)			切紙	1		10 3
2 22							(金銭・人名書上)			便箋	1		10 4

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
2 23							領収書綴 (7通綴り込み)	鴨川漁業組合理事局		綴	7		10 13
2 24	明治36	1903			5	10	証 (感謝状, 金50銭御茶代として)	天津町 蓬萊屋	上様	単票	1		10 14
2 25							(受入金・支払金覚書)			便箋	1	「鴨川町役場」 用箋使用	10 17
2 26							右=関入委員 (青木国治, 宇山庄作, 鈴木亀吉等 8名, 互選の結果鈴木亀吉が委員長ト)			便箋	1		10 20
3	明治27	1894		閏	12	4	金銭出入帳	村上兼吉		横帳	1	紐に2点 (3- 1, 2) 文書が括 られている	3 1
3 1	大正 2	1913			8	31	キ (受取書)	千葉県安房郡鴨川町 海産物 陶器材木米穀肥料 四方田宇 之吉	村上サマ	切紙	1		3 2
3 2					8		記 (受取書)	四方田宇之吉	村上様	切紙	1		3 3
4	明治29	1896			7	7	(漁業組合同規約, 漁業免許等書類綴)			綴	(18)		12
4 1	明治29	1896			7	7	申請書却下願 (漁業組合同規約変更申請につき)	千葉県安房郡鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎	千葉県知事 石原健三殿	便箋	1		12 1
4 2	明治36	1903			1	12	鴨川漁業組合同規約			仮綴	1		12 8
4 3	明治36	1903			1	13	鴨川漁業組合員人名簿 (渡辺豊次郎, 石川竹 松, 松本金次郎, 他214名)			仮綴	1		12 17

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
4 4	明治36	1903			2	6	内四収第四六一號（鴨川漁業組合設置認可）	千葉県知事 阿部浩印		縦紙	1		12 6
4 5	明治36	1903			2	16	上申書（他の漁業組合よりの出願、御採用無之様）	鴨川漁業組合理事組長 磯谷武一郎	千葉県知事 阿部浩殿	縦紙	1		12 13
4 6	明治36	1903			4	30	組合経費予算及徴収法認可申請書	鴨川町漁業組合理事組長 磯谷武一郎印	千葉県知事 石原健三殿	仮綴	1		12 7
4 7	明治36	1903			4	30	意見書	鴨川漁業組合 理事 磯谷武一郎		仮綴	1		12 12
4 8	明治36	1903			6	29	総会決議書謄本	千葉県安房郡鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎印		仮綴	1		12 5
4 9	明治36	1903			6	29	慣行事実陳述書（本町前原地曳網漁業について）	出願代表者 前田兼松、山口良治、久根崎喜之助		便箋	1		12 14
4 10	明治36	1903			6		特別漁業免許願書	鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎	千葉県知事 石原健三殿	便箋	1		12 15
4 11	明治36	1903			6		特別漁業免許願書	鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎	千葉県知事 石原健三殿	便箋	1		12 18
4 12	明治36	1903			7	1	意見書（漁業組合収支予算について）	監事 山口良治、松本竹次郎		便箋	1		12 16
4 13	明治38	1905			8	28	決議録	議長鈴木		便箋	1		12 11
4 14	明治39	1906			1	29	委任状（石川竹松ヲ以テ代理ヲ委任ス）	鴨川漁業組合員 渡辺福松印、渡辺佐七印、横山忠七印、鈴木半七印、他19名		仮綴	1		12 2

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
4 15	明治39	1906			7	6	(漁業組合同規約変更の件につき)	鴨川漁業組合組合 組長 磯谷武一郎	安房郡長 太田資行殿	仮綴	1		12 3
4 16							(漁業規約 断簡)			仮綴	1		12 4
4 17							契約書 (今般漁業法実施に当り,海面専用区域設定ニ付契約ス)			仮綴	1		12 9
4 18							明治三七年度郡内漁業組合財産目録其他ニ関スル調査書			仮綴	1		12 10
5	明治35	1902					明治三十五年度起 出願申請 契約書 規程細則合綴	鴨川漁業組合		綴	(70)		11
5 1	明治33	1900			6		補助請取書	鴨川漁業組合 理事 磯谷武一郎, 江島徳太郎, 前田兼松, 鈴木惣治	鴨川町長 議長 福田友政殿	仮綴	1		11 20
5 2	明治36	1903			1	12	漁業組合同規約 (鴨川漁業組合同規約)			仮綴	1		11 1
5 3	明治36	1903			2	6	内四収第四六壹号 (鴨川漁業組合設置他認可ス)	千葉県知事 阿部浩四郎	安房郡鴨川町漁業組合 磯谷武一郎, 他五名	便箋	1		11 9
5 4	明治36	1903			2	6	内四収第四六壹号 (鴨川漁業組合設置他認可ス)	千葉県知事 阿部浩四郎	安房郡鴨川町漁業組合 磯谷武一郎, 他五名	便箋	1		11 15
5 5	明治36	1903			2	6	第二四三九号 契約證追認證書正式謄本	鴨川町鴨川漁業組合 理事組長 磯谷武一郎, 鴨川町前原地曳網組惣代 前田兼松, 同久根崎喜之助, 同山口良治		仮綴	1		11 25

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 6	明治36	1903			2	6	契約証	鴨川漁業組合理事組長 磯谷武一郎 <sup>印</sup> , 鴨川町前原 地曳網組惣代 前田兼松 <sup>印</sup> , 他2名		便箋	1		11 40
5 7	明治36	1903			4	15	第二七五六号 契約証追認證書正式謄本	千葉県安房郡鴨川町 町長福田友政, 同県同郡鴨川漁業組合理事組長 磯谷武一郎		仮綴	1		11 26
5 8	明治36	1903			4	15	契約証 (漁業権保全のための契約締結)	千葉県安房郡鴨川町 町長福田友政 <sup>印</sup> , 同県同郡鴨川漁業組合理事組長 磯谷武一郎 <sup>印</sup>		仮綴	1		11 27
5 9	明治36	1903			4	19	契約証 (海面測量の件)	水産法令測量研究会 主任平山與三郎 <sup>印</sup>	天津鴨川大海内 (岡波太浜・波太天面・太夫崎・吉浦) 江見各漁業組合理事代表者御中	仮綴	1		11 18
5 10	明治36	1903			5	1	契約証 (水面専用スルに当り地曳網ト網繰網及雑漁者ト契約ヲ締結スル)	鴨川漁業組合地曳網惣代 山口良治, 同久根崎喜之助, 同平井三之助, 他4名		仮綴	1		11 21
5 11	明治36	1903			5	1	契約証 (5-10に同じ文面)			仮綴	1		11 22
5 12	明治36	1903			5	1	契約証 (灘根ノ採鮑権・採藻権について契約締結)	安房郡鴨川漁業組合理事組長 磯谷武一郎 <sup>印</sup> , 安房郡鴨川町鴨川漁業組合 磯根組總代人 鴨川町長福田友政 <sup>印</sup>		仮綴	1		11 23
5 13	明治36	1903			6	29	専用漁業権免許申請	出願人 前田兼松, 同高梨熊次郎 <sup>印</sup> , 出願人 山口新次郎 <sup>印</sup> , 右代表者 前田兼松	千葉県知事 石原健三殿	仮綴	1		11 3
5 14	明治36	1903			6	29	専用漁業権免許申請	出願人 久根崎喜之助, 同西宮清平 <sup>印</sup> , 出願人 西宮庄助 <sup>印</sup> , 同平野似し, 右代表者 久根崎喜之助 <sup>印</sup>	千葉県知事 石原健三殿	仮綴	1		11 4



目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 15	明治36	1903			6	29	専用漁業権免許申請	出願人 前田兼松, 同高梨熊次郎㊟, 出願人 山口新次郎㊟, 右代表者 前田兼松	千葉県知事 石原健三殿	仮綴	1		11 5
5 16	明治36	1903			6	29	専用漁業権免許申請	出願人 久根崎喜之助, 同西宮清平㊟, 出願人 西宮庄助㊟, 同平野以し, 右代表者久根崎喜之助㊟	千葉県知事 石原健三殿	仮綴	1		11 6
5 17	明治36	1903			6	29	専用漁業権免許申請	出願人 山口良治㊟, 出願人 平井三之助㊟, 同久根崎嘉吉㊟, 同久根崎孫右衛門㊟, 同北山治八未成年ニ付親権者北山つな, 右代表者山口良治㊟	千葉県知事 石原健三殿	仮綴	1		11 11
5 18	明治36	1903			6	29	専用漁業権免許申請	出願人 山口良治㊟, 出願人 平井三之助㊟, 同久根崎嘉吉㊟, 同久根崎孫右衛門㊟, 同北山治八未成年ニ付親権者北山つな㊟, 右代表者 山口良治㊟	千葉県知事 石原健三殿	仮綴	1		11 12
5 19	明治36	1903			6	30	地先水面専用漁業免許願書	千葉県安房郡鴨川町前原 参百六拾壹番地 鴨川漁業組合 長理事 磯谷武一郎	農商努大臣伯爵 平田東助殿	仮綴	1		11 28
5 20	明治36	1903			6		特別漁業免許願書	鴨川漁業組合員 山口良治	千葉県知事 石原健三殿	便箋	1		11 29
5 21	明治36	1903			6		特別漁業免許願書	鴨川漁業組合員 前田兼松	千葉県知事 石原健三殿	便箋	1		11 30
5 22	明治37	1904			2	15	追加契約証	安房郡鴨川町鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎㊟, 安房郡鴨川町 町長福田友政㊟		仮綴	1		11 24

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 23	明治37	1904			5	20	契約証 (鴨川町貝渚・磯村地先搗布採取権)	連帯契約者 服部熊次郎 <sup>㊟</sup> , 連帯契約者 山田竹三 <sup>㊟</sup>	鴨川漁業組合理事 磯谷武一郎殿	便箋	1		11 17
5 24	明治37	1904			6	1	決議録	鴨川漁業組合臨時総会 議長 磯谷武一郎, 出席者山口良治, 同松本竹次郎, 同鈴木惣治		便箋	1		11 14
5 25	明治37	1904			6		決議録	鴨川浦漁業組合臨時総会 議長 磯谷武一郎, 出席者山口良治, 同松本竹次郎, 同鈴木惣治		便箋	1		11 8
5 26	明治37	1904					地先専用漁業免許申請	鴨川浦漁業組合組長 理事 磯谷武一郎	農商務大臣男爵 清浦奎吾殿	便箋	1		11 7
5 27	明治37	1904					地先専用漁業免許願書	鴨川浦漁業組合組長 理事 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>	農商務大臣男爵 清浦奎吾殿	便箋	1		11 13
5 28 1	明治38	1905			4	30	鴨川町漁業組合明治三十八年 (自明治三十八年 一月一日 至同年十二月三十一日) 経費收支予算書	鴨川漁業組合組長 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>		仮綴	1		11 51 7
5 28 2	明治39	1906			1	29	財産目録	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>		便箋	1		11 51 3
5 28 3	明治39	1906					明治三十九年度収入			便箋	1		11 51 2
5 28 4	明治39	1906					明治三十九年度支出			仮綴	1		11 51 4
5 28 5	明治40	1907			1	20	財産目録	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>		便箋	1		11 51 5
5 28 6							第三号議案 (議員16名選挙の件)			仮綴	1		11 51 1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 28 7							調書 (貸付金200円 福田友政殿外)			便箋	1		11 51 6
5 29	明治38	1905			8	28	改良魚 (小晒) 網入漁決議録	鴨川漁業組合議長 理事 磯谷武一郎		便箋	1		11 38
5 30	明治38	1905			8	30	(魚改良小晒網入漁規定ヲ議ニ付ス事について)	鴨川漁業組合理事組長 磯谷武一郎, 同理事江島徳太郎, 同理事前田兼松, 同理事鈴木惣治		便箋	1		11 36
5 31	明治38	1905			8	30	改良魚 (小晒) 網入漁規定	鴨川漁業組合		便箋	1		11 37
5 32	明治39	1906			1	29	第三回通常総会決議録	鴨川漁業組合通常総会 議長 磯谷武一郎印, 組合員立会 原田長之助, 他5名		仮綴	1		11 32
5 33	明治39	1906			6	15	役員当選認可申請	安房郡鴨川漁業組合理事 磯谷武一郎印	千葉県知事 石原健三殿	仮綴	1		11 33
5 34	明治39	1906			6	15	規約変更認可申請書	鴨川漁業組合組長 磯谷武一郎印	千葉県知事 石原健三殿	便箋	1		11 35
5 35	明治40	1907			5	3	履歴書 (江島徳太郎)	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		11 43
5 36	明治40	1907			5	3	履歴書 (正木弥六)	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		11 44
5 37	明治40	1907			5	3	履歴書 (山口良治)	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		11 45
5 38	明治40	1907			6	5	履歴書 (鴨川町前原 平氏・久根崎喜之助)	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		11 46

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 39	明治40	1907			6	26	通知書（臨時組員総会開催につき）	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		11 47
5 40	明治40	1907			6	27	役員当選認可申請	千葉県鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印	千葉県知事 石原健三殿	便箋	1	訂正付箋3枚あり	11 41
5 41	明治40	1907			6	27	収入役認可申請（高橋房吉）	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印	千葉県知事 石原健三殿	便箋	1		11 42
5 42	明治40	1907			6	27	決議録	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印, 出席員立野太三, 出席員高梨熊次郎, 出席員竹内善兵衛		便箋	1	付箋あり	11 48
5 43	明治40	1907			7	7	履歴書（高橋房儀）	鴨川漁業組合組長 磯谷武一郎印		縦紙	1		11 34
5 44	明治40	1907			7	7	履歴書（安房郡鴨川町貝渚618番地 平民農 高橋房吉）	鴨川漁業組合理事 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		11 50
5 45	明治40	1907			7		意見書（推薦状 高橋房吉公務員として適任なり）	鴨川町長 白井吉三印		便箋	1		11 49
5 46	明治42	1909			10	7	御伺（明治41年度農商務省役人検査に関する費用, 何れより請求支払すべきか）	鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎印	安房郡長 太田資行殿	仮綴	1	付箋あり	11 53
5 47	明治42	1909			12	25	勸第八四六号（公有水面使用許可願に関して他）	安房郡長 太田資行（印）	鴨川町長 白井吉三殿	仮綴	1		11 54
5 48	明治43	1910			1	8	記（金60円, 領収書）	鴨川漁業組合理事 組長 磯谷武一郎	鴨川町長 白井吉三殿	縦紙	1		11 55
5 49	明治43	1910			1	20	漁業組合総代会員（会員名簿） 決議事項			切紙	1		11 52

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 50	大正 2	1913			7	3	惣代会決議録（鴨川漁業組合財務規程決議）	鴨川漁業組合 議長 磯谷武一郎		便箋	1		11 59
5 51	大正 2	1913			7	7	財務規程認可申請	鴨川漁業組合組合長 磯谷武一郎	千葉県知事 池松殿	便箋	1		11 57
5 52	大正 2	1913			7	7	財務規程認可申請	千葉県安房郡鴨川漁業組合長 磯谷武一郎	千葉県知事 池松時和殿	便箋	1	付箋あり	11 60
5 53	大正 2	1913			7	18	回答（勸第1759号ヲ以テ漁業組合整理ニ関スル件につき）	安房郡鴨川漁業組合 組合長 磯谷武一郎	安房郡長 岡殿殿	仮綴	1		11 56
5 54	大正 2	1913			11	28	理事及監事選任届	安房郡鴨川漁業組合 組合長 磯谷武一郎	千葉県知事 池松時和殿	便箋	1		11 62
5 55	大正 2	1913			11	30	正誤願（漁業組合規約変更申請スにつき）	鴨川町漁業組合 理事 磯谷武一郎	安房郡長 岡殿殿	縦紙	1		11 61
5 56							特別漁業免許願書	鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎	千葉県知事 石原健三殿	仮綴	1		11 2
5 57							地先専用漁業（鴨川淡水漁場 絵図）	千葉県安房郡鴨川町 番地 鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎		単票	1		11 10
5 58							地先専用漁業（鴨川淡水漁場 絵図）	鴨川浦漁業組合組長 理事 磯谷武一郎		単票	2	同一絵図2枚あり	11 16
5 59							契約証（海堺入会等につき、天津町漁業組合と鴨川漁業組合が契約締結）			仮綴	1		11 19
5 60							特別漁業免許願書	鴨川漁業組合員 久根崎善之助	千葉県知事 石原健三殿	便箋	1		11 31

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
5 61							申込書 (操業許可申込 雛形)	姓名印	鴨川漁業組合御中	便箋	1		11 39
5 62							鴨川漁業組合財務規程			仮綴	1		11 58
5 63							鴨川漁業組合財務規程			仮綴	1		11 63
6	明治35	1902			12	31	明治三十五年度起 予算及決算綴	鴨川漁業組合		綴	(95)		4
6 1 1	明治35	1902			12	31	鴨川漁業組合 明治三拾五年度 歳入出総計決算書	鴨川漁業組合		便箋	1		4 1 2
6 1 2	明治36	1903			4	30	鴨川漁業組合 明治三拾五年度 歳入出決算表	鴨川漁業組合理事 磯谷武一郎印		便箋	1		4 1 3
6 1 3	明治36	1903			6		意見書 (鴨川漁業組合創立総会において一致候事務執行などにつき)	鴨川漁業組合監事 松本竹次郎, 同山口良治		便箋	1		4 1 4
6 1 4	明治36	1903			10	21	(明治35年度 当漁業組合 歳入歳出報告書並ニ 予算認可申請書 差出し候につき書状)	鴨川漁業組合理事 磯谷武一郎印	福田町長 殿	縦紙	1		4 1 1
6 1 5	明治36	1903					事業ノ概況	鴨川漁業組合 理事長 磯谷武一郎		便箋	1		4 1 6
6 1 6	明治36	1903					鴨川漁業組合 理事組長 磯谷武一郎印			便箋	1		4 1 8
6 1 7	明治36	1903					収支予算計算書			便箋	1		4 1 9

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
6 1 8							鴨川漁業組合明治三十五年度事業報告書			便箋	1		4 1 5
6 1 9							千葉県安房郡鴨川漁業組合 明治三十五年度 歳入出総計 決算書			便箋	1		4 1 7
6 2	明治36	1903			4	30	組合経費予算及徴収法認可申請書	鴨川漁業組合理事組長 磯谷武一郎印	千葉県知事 石原健三殿	便箋	1		4 2
6 3	明治36	1903			4	30	鴨川漁業組合 明治三十六年度 経費収支予算書 控	鴨川漁業組合理事 磯谷武一郎印		便箋	1		4 3
6 4 1	明治37	1904			5	10	(明治三十六年度経費予算承認を得るにつき御届)	鴨川漁業組合理事組長 磯谷武一郎印	千葉県知事 石原健三殿	便箋	1		4 5 1
6 4 2	明治						意見書 (鴨川漁業組合 明治三十六年度経費収支決算につき)	鴨川漁業組合 監事 松本竹次郎		便箋	1		4 5 2
6 4 3	明治						明治三十六年度 鴨川漁業組合財産目録其他二関スル調書	漁業組合 理事 磯谷武一郎		便箋	1		4 5 3
6 5	明治37	1904			5	10	鴨川漁業組合 明治三十六年度歳入出決算表	鴨川漁業組合 理事 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		4 6
6 6 1	明治37	1904			5	10	組合経費予算及徴収法認可申請書		千葉県知事 石原健三殿、 安房部長 江口英房殿	便箋	1		4 7 1
6 6 2	明治37	1904			5	10	鴨川漁業組合 明治三十七年度 経費収支予算書	鴨川漁業組合 理事 磯谷武一郎印		便箋	1		4 7 2
6 6 3	明治						徴収法 (組合費)			便箋	1		4 7 3

目録番号	年号	西暦	千支	間	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
6 7	明治38	1905			1	31	決議録（出席者数少数につき、本日は閉会）	鴨川漁業組合 理事 鈴木惣治 <sup>㊟</sup> 、組合員 竹内善兵衛 <sup>㊟</sup>		便箋	1		4 12
6 8 1	明治38	1905			4	30	鴨川漁業組合 明治三十七年度 歳入出決算書	組長 <sup>㊟</sup>		便箋	1		4 8 1
6 8 2	明治38	1905			4	30	認可申請書（組合監事 山口良治、同太田広吉に改選につき）	鴨川漁業組合理事 磯谷武一郎他、江島、前田、鈴木		便箋	1		4 8 2
6 8 3	明治38	1905			4	30	明治三十七年度 鴨川漁業組合財産目録其他二関スル調書 下書	磯谷武一郎		便箋	1		4 8 3
6 8 4	明治38	1905			4	30	意見書（37年度経常費収支決算書承認につき）	鴨川漁業組合 監事 松本竹次郎 <sup>㊟</sup> 、同 山口良治 <sup>㊟</sup>		便箋	1		4 8 4
6 8 5	明治38	1905			4	30	組合経費予算及徴収法認可申請書 控（明治38年度分申請）	鴨川漁業組合 理事組長 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>	安房郡長 江口英房殿	便箋	1		4 8 6
6 8 6	明治39	1906			1	29	第四回事業報告（明治38年度分）	鴨川漁業組合 組合 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>		便箋	1		4 8 5
6 9	明治38	1905			4	30	鴨川漁業組合明治三十八年度 経常費収支予算書	鴨川漁業組合 理事 組長 磯谷武一郎		便箋	1		4 9
6 10	明治38	1905			4	30	決議録（於鴨川町会議事場 37年度歳入出決算、38年度予算の件につき）	議長 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup> 、正木弥六、坂本兼吉 <sup>㊟</sup>		便箋	1		4 13
6 11	明治39	1906			1	29	鴨川漁業組合 明治三十八年度歳入出決算書	安房郡鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>	安房郡長 江口英房殿	便箋	1		4 11
6 12	明治39	1906			3	31	鴨川漁業組合明治三十九年度経常費収支予算書	鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>	安房郡長 江口英房殿	便箋	1		4 18



目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
6 13	明治39	1906			4	21	(安房郡鴨川漁業組合 明治36年度歳入出決算別紙の通り報告)	安房郡鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印	安房郡長 江口英房殿	便箋	1		4 10
6 14	明治39	1906			4	21	承認願 (明治39年度 経常費収支予算書)	安房郡鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印	安房郡長 江口英房殿	便箋	1		4 17
6 15	明治39	1906			9	12	勸第七八三號 明治39年度鴨川漁業組合経費予算及賦課徴収法認可ス	安房郡長 太田資行印		切紙	1		4 16
6 16	明治40	1907			1	20	鴨川漁業組合明治三十九年度歳入出決算書	鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎印	安房軍長 太田資行殿	便箋	1		4 19
6 17	明治40	1907			1	20	第六号財産目録	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		4 30
6 18	明治40	1907			1	23	第五回事業報告 (明治39年1月1日~同年12月31日)	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		4 15
6 19	明治40	1907			1	23	鴨川漁業組合明治四十年 度 経常費収支予算書	鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎印	安房部長 太田資行殿	便箋	1		4 21
6 20	明治40	1907			1	23	意見書 (当組合に対する監事の意見)	鴨川漁業組合 監事 四宮弥一印, 同 太田廣吉印		便箋	1		4 26
6 21	明治40	1907			1	23	決議書 (明治40年1月23日, 鴨川町会議場ニテ, 鴨川漁業組合総会議事録)	鴨川漁業組合理事 磯谷武一郎印, 組員 出席員 正木弥六印, 他3名		便箋	1		4 27
6 22	明治40	1907			1	28	勸第一三〇號 (明治40年度組合経費予算及賦課徴収法決議ノ件認可)	安房軍長 太田資行印	安房郡鴨川町 鴨川漁業組合	切紙	1		4 20
6 23	明治41	1908			1	25	鴨川漁業組合明治四拾年度自1月1日至12月31日歳入出決算書	鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎印	安房郡長 太田資行	便箋	1		4 22

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
6 24	明治41	1908			1	25	財産目録	鴨川漁業組合理事 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		4 23
6 25	明治41	1908			1	25	鴨川漁業組合 経常費収支予算書 (明治41年1月1日~12月31日)	鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎印	安房郡長 太田資行殿	便箋	1		4 31
6 26	明治41	1908			8	25	意見書 (明治40年度決算承認候也)	鴨川漁業組合監事 太田廣吉印		便箋	1		4 25
6 27	明治41	1908			12	21	遅進達ノ理由上申 (明治36年中, 当漁業組合設置に関する件)		安房郡長 太田資行殿	便箋	1		4 24
6 28	1 明治42	1909			4	12	(会議御出席下されたく御案内)	鴨川漁業組合		便箋	1		4 32 1
6 28	2 明治42	1909			4	30	事業報告書 (明治41年1月1日~同年12月31日, 当漁業組合事業状況)	鴨川漁業組合印		便箋	1		4 32 2
6 29	明治42	1909			4	30	決議録	議長 磯谷武一郎印, 総代員 竹内善兵衛, 他4名		便箋	1		4 33
6 30	明治42	1909			4	30	意見書 (明治41年度決算報告などにつき相違無之候)	太田廣吉		便箋	1		4 34
6 31	明治42	1909			4	30	鴨川漁業組合 明治四拾貳年自一月一日至十二月卅一日 経常費収支豫算書	鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎印	安房郡長 太田資行殿	便箋	1		4 35
6 32	明治42	1909			4	30	鴨川漁業組合 明治四拾壹年自一月一日至十二月卅一日 経常費収支決算書	鴨川漁業組合組長 理事 磯谷武一郎印	安房郡長 太田資行殿	便箋	1		4 36
6 33	明治42	1909			4	30	財産目録 (明治41年度, 当漁業組合基金積立金75円也)	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		4 37

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
6 34 1	明治43	1910			1	20	鴨川漁業組合 明治四拾叁年自一月一日至十二月三十一日 經常費收支予算書	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎	安房郡長 澤寛蔵殿	便箋	1		4 38 2
6 34 2	明治43	1910			1	20	財産目録 (明治42年度 当漁業組合基金, 計75円也)	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎		便箋	1		4 38 3
6 34 3	明治43	1910			1	20	意見書 (明治42年度收支決算是認につき)	鴨川漁業組合 監事 高梨熊次郎		縦紙	1		4 38 4
6 34 4	明治43	1910			1	20	意見書	鴨川漁業組合 監事 高梨熊次郎		便箋	1		4 38 5
6 34 5	明治43	1910			5	20	控の方 (別紙の通り進達ニ及候也)	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎	安房郡長 澤寛蔵殿	便箋	1		4 38 1
6 34 6	明治43	1910			5	20	鴨川漁業組合 明治四拾貳年自一月一日至十二月廿日 經常費收支決算書	鴨川漁業組合 組長 理事 磯谷武一郎	安房郡長 澤寛蔵殿	便箋	1		4 38 6
6 35 1	明治44	1911			1	31	決議録 (明治43年收支決算報告, 明治44年度收支予算など議定の件)	鴨川漁業組合理事 組長 磯谷武一郎		便箋	1		4 41 2
6 35 2	明治44	1911			1	31	意見書 (明治43年度鴨川漁業組合收支決算等是認につき)	鴨川漁業組合 監事 高梨熊次郎, 同本多半兵衛		便箋	1		4 41 3
6 35 3	明治44	1911			1	31	明治四十三年 鴨川漁業組合事業報告	鴨川漁業組合理事 組長 磯谷武一郎		便箋	1		4 41 4
6 35 4	明治44	1911			1	31	財産目録 (明治四十三年度, 鴨川漁業組合)	鴨川漁業組合理事 組長 磯谷武一郎		便箋	1		4 41 5
6 35 5	明治44	1911			5	23	(明治43年度收支決算書等進達添状)	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎	安房郡長 澤寛蔵殿	便箋	1		4 41 1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
6 35 6	明治44	1911				5	鴨川漁業組合 明治四十三年度自一月一日至十二月三十一日経常費收支決算書	鴨川漁業組合長 理事 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>	安房郡長 澤寛蔵殿	便箋	1		4 41 6
6 35 7	明治44	1911					鴨川漁業組合 明治四十四年度自44年4月1日至45年3月31日経費支出予算書			便箋	1		4 41 8
6 35 8	明治45	1912					鴨川漁業組合 明治四十四年度44年4月1日至45年3月31日経費收支予算書			便箋	1		4 41 7
6 36 1	明治44	1911					鴨川漁業組合大正元年度自45年1月1日至大正2年12月31日経費收支決算書			便箋	1		4 42 2
6 36 2	大正 1	1912				12 31	通知書 (議決のため来會依頼)			便箋	1		4 42 6
6 36 3	大正 1	1912				12 31	事業報告 (明治45年1月1日~同年12月, 1ヶ年間)	安房郡鴨川町 鴨川漁業組合組合長 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>		便箋	1		4 42 8
6 36 4	大正 1	1912				12 31	意見書 (明治45年度決算承認)	鴨川町漁業組合 監事 本多半兵衛 <sup>㊟</sup> , 監事 高梨熊次郎 <sup>㊟</sup>		便箋	1		4 42 9
6 36 5	大正 1	1912				12 31	財産目録 (明治45年1月30日~大正元年12月)	鴨川漁業組合理事 組長 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>		便箋	1		4 42 10
6 36 6	大正 1	1912					鴨川漁業組合明治四十五年度経費收支決算書 (1月1日~12月31日)			便箋	1		4 42 3
6 36 7	大正 2	1913				1 16	議決書 (明治45年度事業報告, 決算承認など)	鴨川漁業組合理事 議長 磯谷武一郎 <sup>㊟</sup>		便箋	1		4 42 7
6 36 8	大正 2	1913				5 1	(決算書等進達添状)	千葉県鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎	安房郡長 岡殿殿	便箋	1		4 42 1

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
6 36	9 大正 2	1913					鴨川漁業組合大正二年度自1月1日~至12月31日経費収支予算書			便箋	1		4 42 4
6 36	10 大正 2	1913					鴨川漁業組合大正二年度自1月1日~至12月31日経費収支予算記			便箋	1		4 42 5
6 37	1 明治45	1912			1	7	総代会通知書	鴨川漁業組合		便箋	1		4 39 2
6 37	2 明治45	1912			1	15	決議録 (明治44年度決算報告, 明治45年度予算議定など)	鴨川漁業組合理事 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		4 39 3
6 37	3 明治45	1912			1	15	明治四十五年鴨川漁業組合事業報告	鴨川漁業組合 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		4 39 4
6 37	4 明治45	1912			1	15	意見書 (明治44年度収支決算等, 是認につき)	鴨川漁業組合 監事 本多半兵衛印		便箋	1		4 39 5
6 37	5 明治45	1912			1	15	財産目録 (明治44年12月31日調)	鴨川漁業組合理事 組長 磯谷武一郎印		便箋	1		4 39 6
6 37	6 明治45	1912			5	30	明治44年度 (決算書等進達添状)	鴨川漁業組合理事 組長 磯谷武一郎印	安房郡長 澤寛蔵殿	便箋	1		4 39 1
6 37	7 明治45	1912					明治四十五年度自45年1月1日~至大正元年十二月三十一日経費収入予算書	鴨川漁業組合		便箋	1		4 39 7
6 37	8 明治45	1912					明治四十五年度自45年1月1日~至45年12月31日経費収入予算書	鴨川漁業組合		便箋	1		4 39 8
6 38	1 大正 1	1912			5	1	(別紙 大正元年, 当組合才入才出決算書報告候につき)	千葉県安房郡鴨川漁業組合 組合長 磯谷武一郎	千葉県知事 告森良殿	便箋	1		4 43 2

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
6 38	2 大正 2	1913			5	1	事業報告書 (大正元年度特別漁業について)	安房郡鴨川漁業組合 組合長 磯谷武一郎	千葉県知事 告森良殿	便箋	1		4 43 1
6 38	3 大正 2	1913			5	1	報告 (大正二年度 鴨川漁業組合才入・才出予算報告につき)	千葉県安房郡鴨川漁業組合 組合長 磯谷武一郎	千葉県知事 告森良殿	便箋	1		4 43 3
6 38	4 大正 3	1914			1	16	予算書変更二付認可申請	千葉県安房郡鴨川漁業組合 組合長 磯谷武一郎	千葉県知事 池松時和殿	便箋	1		4 43 4
6 39	明治45	1912					明治四十四度自44年1月1日~至44年12月31日経費収入予算書			便箋	1		4 40
6 40	1 大正 2	1913					鴨川漁業組合大正二年度自1月1日至12月31日経費収支変更予算書			便箋	1		4 44 2
6 40	2 大正 2	1913					鴨川漁業組合大正二年度自1月1日至12月31日支出変更予算書			便箋	1		4 44 3
6 40	3 大正 3	1914			1	19	予算書変更二付認可申請	千葉県安房郡鴨川漁業組合 長 理事 磯谷武一郎	千葉県知事 池松時和殿	便箋	1		4 44 1
6 41							賦課徴収法 控 (総数225名, 1名につき 平均金80 銭徴収)			便箋	1		4 4
6 42							決議録 (基金積立金10円ト決スル)	鴨川漁業組合 理事 鈴木惣治 <sup>㊟</sup> , 竹内善兵衛 <sup>㊟</sup> , 庄司松次郎 <sup>㊟</sup>		便箋	1		4 14
6 43							第四号議案 (任期满了選挙の件)			便箋	1		4 28
6 44							第五号議案 規約変更ノ件			便箋	1		4 29

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
7	明治35	1902					歳入出受拂簿（明治35年～大正2年）	鴨川漁業組合		帳面類	1		5
8	明治35	1902					組合経費収支簿（明治35年～大正6年）	鴨川漁業組合		縦帳	1		6
9 1	明治36	1903			2		鴨川漁業組合記録			帳面類	1		13 2
9 2							鴨川漁業組合同規約変更草案			帳面類	1		13 1
10 1	明治36	1903			5	27	海面測量日誌	鴨川漁業會		仮綴	1		16 1
10 2	明治36	1903			5		海面測量関係日誌	鴨川漁業組合		仮綴	1		16 2
11	明治39	1906			4		明治三十八年度 秋刀魚調査報告	安房郡水産組合長 正木清一郎		帳面類	1		9
12	明治41	1908			11	25	鴨川漁業株式会社定款他（付「船体和船形ニシテ高振丸造り」）			仮綴	2		17
13	明治44	1911			11	12	鴨川漁業組合同規約書類綴 明治四十四年度改正原案	千葉県鴨川漁業組合		綴	(8)		14
13 1	明治44	1911			10	13	通知書（明治44年10月28日鴨川漁業組合同員総会開会の通知）	安房郡鴨川町鴨川漁業組合	組合同員殿	便箋	1	付箋あり	14 2
13 2	明治44	1911			10	28	決議録写（明治44年10月28日鴨川漁業組合同員総会決議録）	鴨川漁業組合同長議長 磯谷武一郎 他3名		便箋	1	付箋あり	14 5

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
13 3	明治44	1911			10	29	通知書（明治44年10月28日組合員総会通知書）	安房郡鴨川町鴨川漁業組合	組合員殿	便箋	1	付箋あり	14 4
13 4	明治44	1911			11	12	決議録写（明治44年11月12日漁業組合総会決議録）	安房郡鴨川町鴨川漁業組合 理事 議長 磯谷武一郎(印) 他 3名		便箋	1		14 3
13 5	明治44	1911			11	12	鴨川漁業組合同規約（全51条）	千葉県安房郡鴨川漁業組合 組合長 磯谷武一郎(印)		便箋	1	付箋あり	14 6
13 6	明治44	1911			11	12	鴨川町漁業組合同規約（全51条）	安房郡鴨川町鴨川漁業組合 理事 組合長 磯谷武一郎(印)		仮綴	1	付箋あり	14 8
13 7	明治44	1911			11	13	組合同規約変更認可申請	安房郡鴨川漁業組合理事 組 合長 磯谷武一郎(印)	千葉県知事 告森良殿	縦紙	1	付箋あり	14 1
13 8	明治44	1911			11	15	規約変更認可申請	千葉県安房郡鴨川漁業組合 組合長 磯谷武一郎(印)	千葉県知事 告森良殿	縦紙	1	付箋あり	14 7
14	大正 2	1913			4		浜方取場帳			横帳	1		2
15	大正 6	1917			5	25	（規約変更認可申請書類綴）		千葉県知事 折原己一郎殿	綴	(8)		15
15 1	大正 5	1916			6	19	決議録	議長 鴨川漁業組合 理事 磯 谷武一郎(印), 組合員 羽 原滝三(印), 杉山才治 (印), 原田長之助(印)		仮綴	1		15 4
15 2	大正 5	1916			6	19	決議録	議長 鴨川漁業組合 理事 磯 谷武一郎(印), 組合員 羽 原滝三(印), 杉山才治 (印), 原田長之助(印)		仮綴	1	付箋あり	15 6



目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
15 3	大正 5	1916			6	21	規約変更認可申請	安房郡鴨川町漁業組合 理事 磯谷武一郎印	千葉県知事 佐柳藤太殿	便箋	1	付箋あり	15 2
15 4	大正 5	1916			11	2	(認可申請, 仮決議録等綴)	千葉県安房郡鴨川町 鴨川町 漁業組合長 磯谷武一郎	千葉県知事 佐柳藤太殿	仮綴	3	同一内容の綴3 部あり	15 7
15 6	大正 6	1917			5	25	規約変更認可之義上申		千葉県知事 折原己一郎殿	堅紙	1		15 1
15 7							鴨川町漁業組合規約中変更左二			便箋	1	付箋あり	15 3
15 8							鴨川町漁業組合規約中変更左二			仮綴	1		15 5
16	大正 5	1916			11		鴨川町揚繰網漁業団規約	鴨川揚繰網漁業団		仮綴	1		18
17	大正 5	1916			12	25	(漁業権貸借証書等写他)	鴨川町漁業組合長 理事 磯 谷武一郎, 同組合員 山口良 治, 正木弥六		仮綴	1		22
18	大正 7	1918			5	16	し切書 (鯉・鯖・鯛等, 仕切計算書綴)			綴	(12)		1
18 1 1	大正 7	1918			5	16	売案内 (鯖38本, 売捌仕候也)	東京日本橋魚市場 海産物 問屋 鯉芳商店	房州カモ川町 万蔵屋様	葉書	1	官制葉書「賣案内」貼付	1 3 2
18 1 2	大正				6	10	し切書 (あじ・鯖等, 口銭等差引2524貫, 代金247 円46銭につき)	鯉芳印	加川 万蔵屋殿	折紙	1	3銭印紙 割印 葉書貼付	1 3 1
18 2	大正				2	9	仕切書 (鯛・鯉・鰻等, 口銭等差引4698貫90文, 代金460円69銭内金125円橋川払, 渡正味金335円 69銭につき)	鯉芳商店印	万蔵屋殿	折紙	1	割印, 印紙あり	1 6

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
18 3	大正				3	15	し切書(鮪・カジキ等, 口銭等差引5101貫20文, 代金500円12銭につき)	鯉芳㊟	万蔵屋殿	折紙	1	割印, 印紙あり	1 5
18 4	大正				5	4	し切書(大鯛・鮪・鯨等, 口銭等差引9893貫30文, 代金969円95銭内, 御内儀様渡し分等差引, 残金449円95銭につき)	鯉芳㊟	万蔵屋様	折紙	1	割印あり	1 4
18 5	大正				6	22	し切書(鯨・鯖等, 口銭等差引3132貫80文, 代金307円24銭につき)	鯉芳㊟	加川 万蔵屋殿	折紙	1	3銭印紙	1 2
18 6	大正				7	23	し切書(鯨・梶木・鯉等, 口銭等差引2870貫70文, 代金281円425銭につき)	鯉芳㊟	万蔵屋殿	折紙	1	割印 3銭印紙	1 1
18 7	大正				9	5	し切書(鯖・あじ等, 口銭等差引3630貫40文, 代金355円94銭内傘代等差引281円14銭につき)	鯉芳	万蔵屋殿	折紙	1	割印, 印紙あり	1 11
18 8	大正				10	12	し切書(鯉・ウルメ・あじ等, 口銭等差引1674貫60文, 代金164円18銭相渡につき)	鯉芳㊟	カモ川町 万蔵屋殿	折紙	1	割印, 印紙あり	1 10
18 9	大正				11	19	し切書(惣田・あじ・生さんま等, 口銭等差引残金237円26銭につき)	鯉芳㊟	万蔵屋殿	折紙	1	割印, 印紙あり	1 9
18 10					1	7	し切書(鯛・武津・生さんま等, 口銭等差引5170貫40文, 代金506円90銭につき)	鯉芳㊟	万蔵屋殿	折紙	1	割印, 印紙あり	1 7
18 11					12	7	し切書(さんま・カマス・梶木等, 口銭等差引4333貫40文, 代金424円86銭, 外に7円10銭米代金引違分, 合計金431円96銭相渡につき)	鯉芳㊟	万蔵屋殿	折紙	1	割印, 印紙あり	1 8
19	大正 8	1919			1		鴨川製氷株式会社株式準備募集	発起人 白井勝之助, 松本織治郎, 高梨熊次郎, 他4名		仮綴	1		7
20	大正 9	1920			11	10	(鶴沢氏の漁場権の件につき書状)	久根崎寅松	大浦漁業団御中	仮綴	1		25

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
21	1						大謀網ニ関スル意見書			帳面類	1		37 1
21	2						大謀網ニ関スル意見書	久根崎寅松		帳面類	1		37 2
21	3	大正10	1921		5)	10)	大謀網ニ関スル意見書			帳面類	1		37 3
22	1	1	大正10	1921		6	26	(本年度御地の漁業(大敷)伺いにつき書状)	東京市本所区新小梅町貳ノ六号 田中武兵衛	安房郡鴨川町 久根崎寅松様	封筒	1	40 2 2
22	1	2	大正10	1921		6	26	(封筒)	東京市本所区新小梅町貳ノ六号 田中武兵衛	安房郡鴨川町 久根崎寅松様	切継紙	1	40 2 1
22	2	1	大正10	1921		7	3	(鶴沢氏と明治漁業会社とが競争之由聞及候につき書状)	東京市本所区新小梅町貳ノ六号 田中武兵衛	安房郡鴨川町 久根崎寅松様	封筒	1	40 1 2
22	2	2	大正10	1921		7	3	(封筒)	東京市本所区新小梅町貳ノ六号 田中武兵衛	安房郡鴨川町 久根崎寅松様	切継紙	1	40 1 1
22	3		大正			6	23	(御存知の通、小湊を約束せし事について未解決一件につき書状)	土佐高岡郡須崎町 中田馬太郎	千葉県安房郡鴨川町 久根崎寅松様 御親展至急	葉書	1	通信省発行簡易郵便 40 4
22	4		大正			6	24	(封筒)	東京深川区富川町十三 染谷亀蔵	千葉県安房郡鴨川町前原 久根崎寅松様	封筒	1	40 3
23			大正10	1921		7	22	(大謀網漁業実施につき書状)	久根崎寅松	高梨熊次郎様貴下	仮綴	1	34
24			大正10	1921		8	12	(鶴沢氏貸付金、漁場権一件につき書状)	久根崎寅松	庄司卯之助殿、松本庄三郎殿、渡辺勝造殿	仮綴	1	29

目録番号	年号	西暦	千支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
25	大正10	1921			8	22	大謀網転貸付ノ顛末ヲ叙シ併セテ意見ヲ述フ	久根崎寅松		仮綴	1		35	
26	1	大正10	1921		12	12	功労者調ノ件報告（鴨川町前原久根崎寅松、漁業功労につき）	鴨川漁業組合	安房郡水産會御中	仮綴	1		19	1
26	2						漁撈功労者調書（久根崎寅松）			仮綴	1		19	2
27		大正10	1921		12	18	決議録（鮑採取漁業権を27年延長貸付の件につき）	議長 鴨川漁業組合長 山口良治、総代 竹内喜兵衛、同松本庄三郎、同平野良助		便箋	1		26	
28		大正10	1921		12	20	定置漁業休業認可申請	千葉県安房郡鴨川町前原 二十九番地	千葉県知事 折原己一郎殿	仮綴	1		21	
29		大正11	1922		1	30	陳情書（天津太海鴨川揚繰網漁業について）	天津鴨川町同業署名	内務部長 宛	仮綴	1		23	
30		大正11	1922		2	5	（小台網奨励一件につき書状控）	鴨川町 久根崎寅松	加藤技師宛	便箋	1	新聞断片貼付	27	
31		大正15	1926		5	10	（大謀網漁業権の行使方法につき書状）			仮綴	1		33	
32	1	昭和24	1949		11		就任の辞	鴨川町漁業協同組合長 渡辺嘉一郎		便箋	1		39	1
32	2	昭和24	1949		11		就任の辞	鴨川町漁業協同組合長 渡辺嘉一郎		便箋	1		39	2
33	1				7	5	大謀網貸付ニ就テ所見ト希望ヲ陳テ参考ニ供セントス	久根崎寅松	山口良治様	仮綴	1		36	1

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	表題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
33	2				7	5	大謀網貸付ニ就テ所見ト希望ヲ陳テ参考ニ供セントス	久根崎寅松	山口良治様	仮綴	1		36 2
34					7	11	鴨川町漁業組合理事ニ與ル書	久根崎寅松	山口理事殿, 庄司理事殿, 久根崎理事殿	仮綴	1		28
35					8	13	(貸付問題の始末, 鶴沢氏手切一件につき書状)	久根崎寅松	佐藤吉兵衛様	便箋	1		32
36							鴨川漁業組合同規約			仮綴	1		20
37							安房郡鴨川川口実測平面図六百分之一			縦紙	1		24
38							委任状(鶴沢氏一件及び鴨川漁協規約変更の件等)			便箋	1		30
39							(加茂川口付近海の絵図)			縦紙	1		31
40							共同販売所事務規程			帳面類	1		38

## 解題 鴨川町文書

### 史料の概要と特色

「鴨川町文書」は、1950年代初頭、水産庁の委託により財団法人時代の日本常民文化研究所（アチックミュージアム）が全国の漁村史料を調査収集した時のものである。現在は、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に所蔵されている。これらの史料は、明治29（1892）年～昭和24（1949）年の間に作成されたもので、総点数40点（袋）に整理され保管されてきたが、今回の再整理の結果、総袋数48袋、総点数389点となった。

今回公刊の所蔵文書は、『水産庁水産資料館所蔵古文書目録』（昭和50年3月）に「鴨川町文書」として記載、発刊されているもので、文書史料は茶箱の中に収納され、整理番号（1～40）が付された封筒に入れ保管されていた。

鴨川町は、千葉県房総半島東南部長狭平野に位置する。平安期には房総丘陵から太平洋に注ぐ加茂川流域に、丈部、酒井、田原、賀茂の四郷の名が見える（『和名類聚抄』国郡部）。長狭平野を流れる加茂川に因んで付けられたとされる鴨川町は、明治22（1889）年～昭和46（1971）年の自治体名である。はじめは長狭郡であったが、明治30（1897）年からは安房郡に属している。前原町、横落村、貝落村、磯村が合併して鴨川町となった。これらの旧村は大字名として残っている。

現在は、海水浴やスキューバダイビングなど若者に人気のある避暑地としても知られる。昭和46（1971）年市制が布かれ、鴨川町、長狭町、江見町が合併して「鴨川市」となった。鴨川市は海岸線が広いこともあって、岩礁や砂浜などに恵まれ漁業によく適している。黒潮暖流の影響を受け海藻類も豊富である。揚繰網、地曳網など規模の大きな漁業が盛んに行われ、また、早くから動力船も取り入れられた地域である。現在は太海や江見地域も鴨川市の一部であり磯根漁業（採鮑、採藻）も盛んである。

明治34（1901）年「漁業法」の公布を請けて、同36（1903）年2月6日には「鴨川町漁業組合」が成立している。創立当時の組合員数は248名、事業所は前原に設置された（『千葉県水産組合連合会報』第7号）。村が地先漁場の主体であった江戸期のシステムがそのまま明治期に受け継がれ、地先に漁業組合が成立したものと思われるが、これら、設立に関する組合文書一括が「鴨川町文書」中に所蔵されている。

現在の鴨川市漁業協同組合の所在地は、「鴨川市磯村83番地の2」となっているが、探訪時の住所は「安房郡鴨川町貝渚2,962」（『千葉県水産要覧』農林部水産課 1948年）である。この時の組合員数は220人、出資総額は6,810円とある。鴨川市漁業協同組合は近隣の江見漁協、太海漁協を合併し、江見支所、太海支所として位置付けこの地域の中核をなしている。

次の表1は所蔵の文書を項目別に分類したものである。文書総点数389点を大きく分けると、漁業組合関係369点と、それ以外の文書20点に分類される。つまり、95%が組合文書ということになる。これらをさらに細分化したものが「小項目」で示されている。分類表に従って以下に概略説明を加えていこう。

表1 鴨川町文書

明治29(1892)年～昭和24(1949)年(近代文書)

NO	項目	点数	小項目	点数	備考
1	漁業組合関係	369	組合設立	140	出願申請、認可、規約、規約変更など
			諸経費	195	組合経費、出入、受取書など
			漁業	25	大敷網、大謀網、揚繰網、漁業権(内鶴沢氏関係17点)
			事業	1	共同販売所
			庶務	4	組合内事務
			その他・雑	4	雑
2	その他の文書 (組合以外)	20	仲買人	16	水揚げ、荷捌き関係(浜方商人)
			関連会社	3	鴨川製氷(株)、鴨川漁業(株)
			町役場	1	揚繰網船団
合計		389		389	

総合計 48袋、389点

## 1 漁業組合関係

## (1) 漁業組合の設立

鴨川漁業組合設立に関わる史料140点の内訳は以下の通りである。

明治29(1896)年7月7日「申請書却下願他」18点(目録番号4-1)、明治35(1902)年「出願申請 契約書 規定細則 合綴」69点(目録番号5)、明治36年「鴨川漁業組合設置申請書 附設置認可書他」34点(目録番号1)、明治36年2月「鴨川漁業組合規約変更草案他」2点(目録番号9-2)、無年号「鴨川漁業組合規約」1点(目録番号36)、明治44(1911)年11月12日「鴨川漁業組合規約書類綴 明治44年度改正原案」8点(目録番号13)、大正6(1917)年5月25日「規約変更認可についての下書き」8点(目録番号14)

録番号 15) などである。

明治期において、鴨川漁業組合がどのような手続きを経て設立されたかを所蔵史料で把握することができる。鴨川漁業組合が制度的に設置されたのは、明治 36 年 2 月 1 日とされるが、この認可を伝える文書が残されている。以下に紹介しておこう。

明治三十六（1903）年二月六日「内四収第四六一号 鴨川漁業組合設置認可」（目録番号 4-4）

安房郡鴨川町漁業組合  
磯谷武一郎  
外 五名

明治参拾六年二月一日付願鴨川漁業組合設置並明治参拾五年度経費予算賦課徴収法及役員選任ノ件認可ス

但規約中、第 35 条ノ規定ハ免許ヲ得ルニ非ザレバ、其ノ効力ハ生セズ

明治三十六年二月六日

千葉県知事 阿部 浩治印

右ノ通相違無之候也

千葉県安房郡鴨川町  
鴨川漁業組合組長

理事 磯谷武一郎

上記の設置認可は、明治 34 年「漁業法」を請けて、設置されたものと思われる。この同じ綴（目録番号 5）に、同年 6 月 29 日「専用漁業権免許申請」も残されている。この史料から県知事（石原健三）に申請して許可を得ていることが分かる。要約すると次のようになる。「専用漁業権免許申請、漁場ノ位置及区域、別紙漁場之通、漁業種類及名称 第三種漁業 鰯地曳網、漁獲物ノ種類 鰯、鯰、鯖、鰆、秋刀魚、烏帽鯛、漁業ノ時期 自 1 月 2 日至 9 月 30 日及び自 9 月 1 日至 12 月 30 日、免許期間 満 20 ヶ年、前期ノ通専用漁業慣行ニ因リ、免許相受度別紙漁場図及関係書類相添へ此段相願候也。明治参拾六年六月式拾九日 千葉県安房郡鴨川町前原百五十一番地 出願人久根崎喜之助、千葉県安房郡鴨川町前原参拾番地 出願人西宮 庄助@他 3 名（略）、千葉県知事 石原健三殿」



## (2) 組合諸経費

ここには、195点含まれる。明治35(1902)年12月31日「予算及決算綴」95点(目録番号6)、明治35年5月11日「証憑書類綴」96点(目録番号2)、明治35年「組合経費収支簿」1点(目録番号8)などが挙げられる。これらの文書は、組合内の出入と領収書の綴である。鴨川漁業組合は、制度的には明治36(1903)年に設立されたことになっている(目録番号5-16、4-4)が、明治35年には、組合が設立されていたことが推測される。例えば、明治35(1902)年～大正6(1917)年までの記録が綴じられている「組合経費収支簿」(目録番号8)には、歳入として、「明治35年12月31日、鴨川漁業組合員負担金180,350円、同日、磯根より生ずる金33,000円、同日、寄付金40,000円、合計253,850円」と記されている。同年12月31日には、歳出として、「諸給料15,000円、理事4名報酬8,000円、旅費21,460円、備品及消耗品費5,000円、通信費3,040円、雑費19,420円、総会費6,600円、議員会費7,970円、漁場測量費57,775円、創立費償却費106,425円、合計253,850円」と記されている。鴨川漁業組合も他の多くの場合がそうであったように、明治36年、制度として成立される以前から組合として存在し機能していたと考えられる。

ところで、歳入に漁業権の貸付料や寄付金(補助金)が毎年のように記載されている点が注目される。代表的なものを以下に挙げておこう。

明治36(1903)年「採鮑採藻漁業貸付料 38,500円、寄付金100,000円」、明治37年「カジメ再競売差益金10,000円、カジメ再競売利得配当金(磯谷より受入)10,000円」、明治39年「採鮑権競売手数料140,000円」、大正5(1916)年「カジメ行使料48,100円、鴨川町ヨリ補助40,000円、石花菜漁業貸付料200,000円」、大正6年「町ヨリ奨励金5,000円、同16,500円、カジメ漁業権貸付料1,000,000円、町ヨリ奨励金1,500円、同5,000円」などとあり、採鮑採藻漁業貸付料や多額のカジメ漁業権貸付料に注目される。カジメはヨードの原料となるもので大正3年勃発の第1次世界大戦により需要が増え価格が暴騰した。因みに、戦後の新制度では漁業権の貸与は認可されていない。領収書の綴には、明治35(1902)年5月11日～同39(1906)年2月2日までの日付をもつ「証憑書類綴」(目録番号2)がある。ここには96点の諸経費の領収書が綴られている。

## (3) 漁業

漁業に関する近代史料25点が保管されている。一括された文書と違い1点ものが多く、鶴沢氏関係の史料17点(目録番号20、34、24、38、35、31、23、25、33-1、33-2、21-1～21-3、22-1-1、22-2-1など)が所蔵されていたことも特徴的である。

鴨川町における漁業関係の史料としては、大敷網漁業、揚繰網漁業、大謀網漁業、漁業権、海面測量日誌など種々の史料が残存していたが量的には少ない。鴨川では、鯛、鯖、鰯、鯉、鮪、鱈、鯛、秋刀魚、鋒鉦、貝類(鮑、さざえ、トコブシなど)、藻類(若布、天草、ひじき、かじめ)などが水揚げされている。漁法としては、揚繰網、地曳網、秋刀魚網、小晒網、鯉釣、採貝、採藻などが行われた。大正期にはいと、鯛の煮干が伸び、干鯛や粕は減少傾向になっている。特筆すべきものとして鯉節がある。鯉節は鴨川町の上に止まらず、近隣の江見、太海村でも製造され、高品質の鯉節として珍重された。大正13(1924)年、鴨川漁港における鯉の水揚げ高は第四位、58,936円に達してい

る。第一位は鯛で、134,296 円となっている（『鴨川町自治内容報告書』旧鴨川町役場文書、『鴨川市史』）。

次の史料は明治 39 年に秋刀魚漁業について、安房郡水産組合長正木清一郎が書き残した報告書である。以下に一部抜粋して紹介する。

### 明治三十九（1906）年四月「三十八年度 秋刀魚調査報告」（目録番号 11）

#### 趣旨

本県重要魚類ノ一タル秋刀魚ハ殆ンド其産卵期ニ於テノミ本郡東海岸及ヒ夷隅郡ノ一部沿岸ニ群来スルノミニシテ、其漁場区域狭隘漁期又短時日ナルヲ以テ往々其機ヲ逸シ空シク重大ナル漁利ヲ失スルコトアルノミナラス本郡漁民經濟上ニ至大ナル關係ヲ来スコトアルハ本組合カ常々遺憾トスル所ナリキ。

近年、漁業者ノ増加ニ伴ヒ他ノ漁業ト同シク秋刀魚漁業モ従業者ノ数ヲ増シ、從ツテ漁場区域ノ拡張ヲ為ササレハ常ニ当業間ノ紛擾ヲ巻起シ却テ斯業ノ発達ヲ妨ケ延テ諸他ノ点ニ累ヲ及ホスコト少ナカラズ。

而シテ漁期短少ナルハ該魚習性ノ然ラシムル所ニシテ人為ノ如何トモスル能ハサルコトナレトモ漁場ノ拡張ハ又或意味ニ於テハ漁期ノ伸延ニ等シキモノナレハ漁場拡張ハ今日ノ急務ニシテ其之ヲ為スニハ先ツ魚群来遊ノ方向即チ魚道ヲ探求シ魚ノ通路カ季節ヲ追ツテ移転スル方面ヲ悉知シ、且其場所ノ漁場ニ適スルヤ否ヤヲ確メサルヘカラス。此研究ヲ遂グルハ漁場ノ区域ヲ拡張スル第一ノ手段ニシテ斯業發展ノ最捷徑ナリト信ス。是レ本組合ガ秋刀魚調査ヲ企画シタル所以ナリ。

本調査ハ明治三十六年ニ開始シ、三十六、七ノ兩年ニハ特ニ水産局員ノ派遣ヲ請ヒ、之ニ従事シタリ。当時ハ主トシテ學術的調査ヲ行ヒ且種々ノ理由ニヨリ夜ハ多ク寄港シ昼間ノミ調査ヲ行ヒシヲ、以テ充分短少ノ漁期ヲ利用スル能ワサルノ憾アリシヲ以テ昨年ハ特ニ内規ヲ設ケ風波ノ為メ出船シ能ハサル場合又ハ日用品ノ供給ヲ為ス外、常ニ海上若クハ漁場付近ノ港湾ニ仮泊シ、調査員ハ寄航中ト雖決して猥リニ上陸シ又ハ陸上ニ宿泊セサルコトニ規定シ昼夜ヲトハズ、調査探検ニ従事スルコトトナシ、調査船トシテ東京湾汽船会社第 13 号、痛快丸ヲ雇入レ調査員ハ之ニ乗組ミ三十八年十月二十五日館山港ヲ廻覽シタリ調査員トシテ乗組ミタルモノハ左ノ如シ。

千葉県技手 吉田正知	安房郡水産組合長 正木清一郎
秋刀魚網営業総代 庄司卯之吉	同 評議員 鈴木松五郎
同 上田三次郎	外ニ千葉県水産試験場講習部漁撈課研究生三名

古田技手ハ本組合ヨリ特ニ県庁ニ申請シテ乗組マレタルモノナリ

今、調査ノ詳細ハ左ニ調査日誌ヲ揚ケテ之ヲ記スヘシ

## 調査日誌

明治三十八（1905）年十月二十五日

曇 風向北 風力三 温度二十一度（摂氏以下同シ）

午前二時 館山港ヲ抜錨シ針路ヲ房州外海ニ執リ同六時頃白浜沖合ヲ通過シ、同九時小湊沖合ニ於テ氣象観測ヲナシ、夫レヨリ秋刀魚漁場ヲ航走シツツ上総国大原町小浜八幡崎付近迄探査セシモ其片影ヲモ認メス、依テ針路ヲ勝浦港ニ執リ、午後 0 時三十分同港ニ投錨セリ

（明治三十八年）十月二十六日

曇 風向北東風力三 気温二十一度半

午前五時四十五分 勝浦港抜錨根仲沖合約一哩ノ所ヨリ針路ヲ東一点南ニ取り、七哩ノ速力ニテ航走シ、一時四十五分間経タル処ニテ観測シ、夫レヨリ九時迄航走観測ヲ行ヒタル後、針路ヲ北ニ変シ、航走スルコト十時二十分迄ニシテ針路ヲ北西ニ転シ、十一時四十分迄航走シ、是レヨリ船首ヲ南ニ向ケ、午後一時迄航行、専心魚群ノ探査ニ従事セシモ之レカ遊泳ヲ認メサリシテ、以テ針路ヲ西一点北ニ執リ、興津港ニ寄港セリ、  
時ニ、午後二時三十分ニシテ航走中針路ヲ変スル、毎々氣象観測ヲ為セリ

（明治三十八年）十月二十七日

雨後晴 風向北風力二、五 気温二十一度

午前七時 興津港ヲ抜錨針路ヲ南ニ取り、一時間余航行、更ニ南東ニ向ヒ航行スルコト一時間ニシテ停船、氣象観測ヲ行ヒタル針路ヲ西微北ニ取り、航行一時間ニシテ針路ヲ南西ニ変シ観測ヲ行ヒタル後、北西一点西ニ針路ヲ取り洲ノ岬ヲ迂回館山ニ入港セリ

（明治三十八年）十月二十八日

曇 風向北風力四 気温二十一度

午前六時三十分 館山港出帆針路ヲ西微北ニ取り、沖ノ島沖合ヨリ針路ヲ西ニ変シ、暫時ニシテ又針路ヲ西一点南ニ転シ航行、七時五分洲ノ崎ヲ迂回、取舵トナシ海岸ヲ沿ウテ航行、八時十五分南東一点東ニ針路を定メ航走シ、八時三十分 （以下略）

この他に、鴨川漁業組合が作成した、明治36年5月27日起「海面測量日誌」（目録番号10-1、10-2）が残されている。この日誌は5月27日～7月1日の日誌で役場の人や測量技師とのやり取りが記録されている。「明治三十六年五月式拾七日、午前十時頃技手平山與三郎外四人ニテ、役場ヲ經由シテ相模屋ニ到着セリ、同日ハ平山儀外二人ノ技手ニ同所ニ於テ昼食ヲ喫シ、直ニ天津ニ向ケ出発シ当地ニハ、田部井、高部ノ式技手カ居ル事ト相成タリ、(略)」などと、状況が詳細に記されている。

他に、大正5(1916)年12月28日の作成、鴨川町漁業組合長磯谷武一郎、組合員山口良治、正木弥六らの名が見える漁業権貸借証書(目録番号17)などがある。大正10年12月18日「決議録」(目録番号27)によると、組合長山口良治が総代会を開き、鮑採取漁業権を二年延長貸付の件について議会に提示、満場異議なしで可決している。議長組合長山口良治、総代竹内善兵衛、同松本庄三郎、同平野良助が署名とある。

また、大正11(1922)年2月5日、加藤技師宛に書かれた小台網奨励についての書状の控(目録番号30)が残されている。大正期には台網への関心が高まった頃で、その小台網の薦めを鴨川町の久根崎寅松なる人物が書き綴ったものである。久根崎寅松は鴨川の実力者、事業家であったと思われる。また、功労者として鴨川漁業組合から推薦されている文書が所蔵文書の中に発見されている(目録番号26-1、26-2)。

『鴨川市史』(687頁)によると、大正6年5月15日、東条浦の海面について、県は鴨川町漁業組合(理事長磯谷武一郎)の理事であった山口良治と久根崎喜之助の二人に、地引網3張を許可した。これに対し、天津町漁業組合長四宮喜三郎は同海面は天津町漁業組合の専用漁場の一部であるとして、認可した県知事折原己一郎を訴えた。この紛争は、大正7(1918)年7月に示談がまとまっている。

上記の紛争とは別のことと推測されるが、内務部長(千葉県)宛の陳情書(目録番号29)が残されている。これは、控文書と考えられるが、作成者が「天津町鴨川町同業署名」となっているもので、欄外に「大正11年1月29日、天津太海鴨川揚繰業者ノ依頼ニ依リ起草ス」とある。「最近、館山、船形等ノ漁業組合ハ津々浦々ノ湾又ハ入江ニ回遊スル魚類ノ漁場ヲ占有シテ東海岸ニ於ケル揚繰網漁業者ノ出漁ヲ杜絶セントシテ鱧占有漁場ノ出願ヲ為シタリトカ、又ハ郡主任ノ勸奨ヲ得テ出願ヲ計画シツツアリトカ、要スルニ太平洋ヲ片手ヲ拵ゲテ塞グガ如キ挙ニ出テントスルカ如キ情報ニ接ス」として、早急に貴庁の裁断を仰ぎ、御認可の儀を保留せられたしとして陳情している。この一件について話し合った文書も断簡ではあるが添付されている。しかし、どのような結論が出されたのか史料が残っていない。当時の漁業社会においては、これに類似した紛争がしばしば起こっていたことが想像される。

次に前述した如く、鶴沢氏関係の史料が17点保管されていたことについて大略を記しておきたい。これらの史料はカーボンで書かれたもので下書きが残った可能性が高い。久根崎寅松氏と鶴沢氏とのやり取りなど両者が関わる漁業活動の文書(操業、貸付、漁業権などについて)が多い。内容は複雑で分かりにくい。『鴨川市史』(686頁)による

と、大正5(1916)年10月9日、鴨川町漁業組合は、鴨川沖でのブリ大謀網定置漁業を県から認可されている。同年11月20日、漁業組合は総代会を開き、ブリ大謀網の漁業権を組合員の山口良治、正木弥六の二人に貸し付けることに決定した。この二人は、さらに香取郡栗源村出身の代議士鶴沢宇八に転貸することで仮契約をしたという。鶴沢氏は千葉県沿岸各地にブリ大謀網を経営している実業家で、この時も敷設準備のため富山県からブリ大謀網に慣れた作業員50人余りを雇い入れるなどをしてきた。大正8(1919)年4月14日の『東京日日新聞』房総版の記事は、鶴沢氏の経営する房総三鱗社の大謀網は、サワラ、タイ、ブリの漁獲が連日あったことを伝え、ここ数日間で水揚高は1万円を超えたと報じた。しかし、翌大正9年は漁獲が減少し、大正10年にかけて房総三鱗社と鴨川町小漁船組合や鮮魚問屋組合との間で紛争が起きた。これらの組合と房総三鱗社との契約では、大正10年まで小漁船組合は同社から幾分か資金を援助されていた。また、鮮魚問屋組合では、漁獲高の三分の一の売り捌きを特約していた。これらが履行できないばかりか、同社は鮮魚問屋から2,500円の融資を受け、その支払いを迫られていた。房総三鱗社(鶴沢氏)が資金繰りに苦慮している様子が伝わってくるが、しかし、事態は好転したのである。同年2月3日、房総三鱗社の大謀網は、一日でブリ1,700尾、価格にして15,000余円の大漁となったのである。漁業が不安定な事業であったことを如実に語るものであるが、房総三鱗社がその後どうなっていたかについては記されていない。

ところで、大正8年1月「鴨川製氷株式会社準備募集」(目録番号19)の持株予選者連名簿に「10株 鴨川町前原 房総三鱗社」として見えるのは鶴沢氏の経営する房総三鱗社であろう。

#### (4) 庶務その他

組合内の事務的な文書やその他の文書をまとめてこの項目に入れた(目録番号26-1、26-2、32-1、32-2、37、39、22-4などである)。

まず、着色された絵図が二枚保管されていた。「安房郡加茂川川口実測平面図 六百分之一」(目録番号37)には、加茂川岸に「工作物建築出願所」の位置が朱筆で示されているものである。もう一枚の絵図は鴨川町の前海を描いたもので、橋、嶋、岩、船曳場、漁船航路が書かれている。注目すべき点は、爆破すべき暗礁として3ヶ所記されていることである。鴨川港の築港時の時作られた絵図とも考えられるが作成日付などは分かっていない(目録番号39)。大正10(1921)年12月12日に作成された漁撈功労者に関する記録が残されている。本文書群にしばしばその名が見える久根崎寅松が鴨川漁業組合から推薦された記録(「功労者調ノ件報告」目録番号26-1、26-2)である。他に、鴨川漁業組合が行う事業(共同販売所)の史料が1点残されている。この「共同販売所事務規程」(目録番号40)が残されていたことにより、組合の活動が初期の頃よりかなり拡大化しつつあったことが推測される。この史料は組合共同販売事業がどのように行われていたのかを語るものであるが、後欠の状態では保管されていたため作成年は不明である。おそらく、大正5(1916)年6月30日「水産組合規則」公布を請けて、鴨川漁業組合で作成されたものであろう。漁業組合の発展という意味においてこの史料が残っていたことに大きな意義がある。当該史料中最も新しい日付を持つ、昭和24(1949)年11月「就任の辞」(目録番号32-1、32-2)は、鴨川町漁業協同組合長渡辺嘉一郎による「新しい漁

業協同組合の創立、就任の挨拶文」である。戦時下の水産業統制団体としての漁業会が昭和23年10月14日解散し、同24年2月15日施行の「水産業協同組合法」を根拠として、鴨川町漁業協同組合が成立したとある。

## 2 組合以外の文書

### (1) 仲買人関係の文書

明治27(1894)年12月4日「金銭出入帳」3点(目録番号3)、大正7(1918)年5月16日「仕切書」12点(目録番号18)、大正2(1913)年4月吉日「浜方取揚帳」1点(目録番号14)が保管されていた。このような文書は、多くの場合、「家」の文書として保管されるものである。それ故に漁業組合の文書といっしょに仲買人関係の史料が残ることは稀であるとされる。

大正7(1918)年5月16日「売案内」(目録番号18-1-1)は、水産物仕切書綴に貼付されていたものだが、この史料の作成者と宛名が記されている。「東京日本橋魚市場 海産物問屋 鯉芳商店」が、「房州カモ川町 萬蔵屋」宛に作成した文書である。この記載によって、日本橋魚問屋と鴨川魚商人との関わりを史料の中に取り出すことができる。また、明治27(1894)年12月4日「金銭出入帳(村上兼吉家)」(目録番号3)には、こよりが2点(目録番号3-1、3-2)括り付けてある。そのこよりの一つは、大正2(1913)年8月31日付の受取書である。これによって、このこよりの作成者「千葉県安房郡鴨川町 海産物陶器材木米穀肥料 四方田宇之吉」が村上兼吉家(鴨川の商人)と取引があったことが分かる。大正2年4月吉日「浜方取揚帳」1点(目録番号14)も所蔵されていたが、後欠の横帳で魚取引の仕切が記入されている帳簿である。誰によって作成されたものかなどについては不明である。

### (2) 関連会社(株式会社)

鴨川漁業組合とは別に関連会社を作られている。このような史料が3点保管されていて興味深い。それらは、明治41(1908)年11月25日「鴨川漁業株式会社定款」2点(目録番号12)、大正8(1919)年1月「鴨川製氷株式会社 株式準備募集」1点(目録番号19)である。

「鴨川漁業株式会社定款」(目録番号12)は39条からなる。「本会社の目的は遠洋において漁業又は漁業物の処理運搬に従事するを以て目的とする」とあり、「資本金3千円、株式総数150株、1株金20円」と記されている。第三十九条に「本会社の発起人は左の如し」とあるが、名簿は残されていない。正確な作成年も不明である。ただ、定款の後部に、明治41(1908)年11月25日の作成日付をもつ「船体和船形ニシテ高振丸造り」(目録番号12)の史料が添付されている。ここには、磯谷武一郎、福田友政他9名

の漁業組合の関係者が名を連ねている。文書の内容は、予算を付けて和船を造るというものである。漁獲物の処理運搬用の船を用意したものであろう。長さ66尺と50尺の和船を新造するとある。「一 和船 長サ六十六尺、幅十四尺、深サ五尺、石油発動機二十馬力、速力五哩二分ノ一、船材ハ杉材ヲ用ユ、櫓十三挺立、造船費八百円、発動機代価千六百円、上道具四百円、合計金二千八百円。右ハ焼津片山七兵衛所有船ナルヲ以テ、此ノ形ニ新造スルコトニ決定シタレバ詳細ハ紹介ノ上予算ヲ造ルコト。一 和船 長サ五十尺、幅十一尺、深サ四尺五寸、石油発動機十二馬力、速力六哩、船材ハ杉材ヲ用ユ、造船費七百元、発動機千二百円、上道具壱式 三百五十円 合計金二千二百五十円。右ハ伊豆下田、栗田次郎所有船ナレヲ以テ之レニ照会シテ其上予算ヲ造ル事（以下略）。」

このような史料が残されていたことにより、すでに、明治43（1910）年改正「漁業法」が施行される以前に、運搬関係の株式会社を組合の外側に創っていたことがわかる。

また、動力漁船が発明されたことにもなって、遠洋漁業が行われたり、定置網漁業などの漁法の進歩によって漁獲高が増加するようになると、漁港施設の向上が必要とされた。このような状況の中、魚の鮮度を保ち魚価を上げるために、製氷会社の設立が計画されたと考えられる。それを示す史料、大正8年1月「鴨川製氷株式会社株式準備募集」（目録番号19）がある。その史料には漁業界の発展のために氷が必須であることが力説されている。「製氷会社の主たる目的は、水揚げした魚類の価格を保持し営利をあげること」にあった。つまり、氷で冷やして鮮度を良くし、素早く消費地へ運搬して高く売るというものである。この一連の作業（大量にして迅速な流通）を漁業者で行うという発想である。例えば、直接的な生産地市場経営以外に、製品の共同集荷販売、運搬船、他の会社経営市場への（株式所有を通して）参加など、「組合共同販売事業」と大きく関わって発展していった。

昭和8（1933）年改正「漁業法」が施行され漁業協同組合へと組織設定が改正されたこともあって、組合自体の組織の強化、組合事業の拡充などが政府の指導によって進展していった。これは、漁村の中心的存在であった漁業組合の経済事業を確立させることにより、漁村の疲弊を救おうというねらいがあったと考えられる。つまり、関東大震災と昭和の大恐慌は金融界のみならず全国民を困憊させたのである。

しかし、この後、戦時体制に突入し、昭和15（1940）年9月には鮮魚貝類の公定価格が実施され配給制が指示されることになる（商工省・農林省告示第16号）。この状況にあつて仕事が無くなり、必然的に仲買人は卸売業者に統合され消滅していった。このような歴史の流れの中で、鴨川製氷株式会社（目録番号19）も設立されたものと思う。氷によって「魚価価値」を保護し営業利益を上げる、その為の氷を自給自用するというものである。株主名簿には、山口良治や磯谷武一郎などの名が見える。磯谷武一郎は鴨川漁業組合創立当時の組合長である。個人の株主の他に法人の加入もあったことが認められる。鴨川漁業組合2株、江見村漁業組合2株、房総三鱗社10株、前原鮮魚組合2株、川口鮮魚組合2株、大浦鮮魚組合2株などである。

### (3) 町役場（船団）

大正5(1916)年11月「鴨川町揚繰網漁業団規約」1点(目録番号16)が所蔵されていたことにより、町を挙げて船団をくみ、鰯漁に出掛けていった当時の鴨川町の様子が想像される。町役場が主導的に動き、乗組員を募ったと思われ、漁業組合の組合員も応募し参加している。ここにある揚繰網は、改良揚繰網のことで巻き網の一種である。動力化され持続性のあるのが特色となっている。

ところで、鰯漁業に揚繰網が用いられるようになったのは明治20年代である。明治30年代以降、動力化などの改良が進み鰯揚繰網漁業は著しく発達した。この揚繰網の出現により、従来から使用されていた地引網や八手網は急速に衰退していったが、千葉県における漁業生産高は漁業の近代化にともない順調に発展している。

ここに残されていた史料は船団を組んで漁に行く、その漁業団の規約である。規約五十一条に「本規約ハ大正五年十一月ヨリ実行ス」とあることから、大正期に作成された史料であろう。鴨川町役場用箋に記され、町を挙げて漁に出掛けた様子が伝わってくる。こういった鰯揚繰網船団は多くの場合、大漁が見込まれ大きな収益に繋がったとされるものである。団長、団員の名前も記載され世相を語る史料となっている。次に紹介する。

## 大正五(1916)年十一月「鴨川町揚繰網漁業団規約」鴨川揚繰網漁業団(目録番号16)

### 鴨川揚繰網漁業団規約

#### 第一章 総則

第一条 本団ハ鴨川揚繰網漁業団ト称ス

第二条 本団ノ事務所ハ鴨川町貝渚二千六百四十七番地ニ置ク

第三条 本団ノ地区ハ鴨川町川口大浦ノ区域ニ依ル

第四条 本団ニ於テ使用スル印章左ノ如シ

方一寸二分 鴨川揚繰網漁業団之印

#### 第二章 目的

第五条 本団ハ漁業ノ発展ヲ図リ団員共同ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

#### 第三章 団員加入及脱退

第六条 本団ハ当地区内ニ居住シ改良揚繰網業者ヲ以テ組織ス

第七条 本団ニ新ニ加入セントスルモノハ揚繰網漁業ヲ五年間継続スルモノニ限ル



但シ加入者ハ住所氏名年齢ヲ認メ理事ニ申込みモノトス

第八条 揚繰網漁業ヲ五年間休業スルモノハ本団員タルノ資格ヲ喪失スルモノトス

第九条 団員ヲ脱退セントスル時ハ其理由ヲ理事ニ申出ツルモノトス

第十条 前三条ニ該当スルモノアルトキハ理事ハ総集會ヲ開キ其許否ヲ決スルモノトス

#### 第四章 権利ノ獲得及喪失

第十一条 団員ニシテ一張以上ヲ經營スルモ一人ノ権利トス

但シ数人ニテ一張ヲ經營スルモ權利義務ハ一人トス

第十二条 揚繰網ハ千二百反以上ヲ以テ一張トス

第十三条 団ノ共有財産ハ団ヘ加入セシ年数ヲ以テ既得ノ権利トス

但シ年数トハ満年ヲ以テ計算スルモノトス

(以下略)

上記規約によると、団長には正木弥六、理事には庄司卯之助・渡邊嘉平・平永栄次郎の3名、監事には松本庄三郎が選出されている。また、団員12名の氏名も明記されている。これらの人々は、鴨川町におけるリーダー格の漁業者であったと推測される。鴨川町の川口、大浦地区の漁業者によって結成され、本団の事務所は鴨川町貝渚2,647番地に設置された。「本団は漁業の発展を図り、団員共同の利益を増進するを以て目的とす(第5条)」とある。また、権利の獲得については、「一張以上を經營しても一人の権利とすること、揚繰網は、千二百反以上を以て一張とすること、団の共有財産は団へ加入した年数を以て既得権とすること(第11、12、13条)」とある。役員については、「任期二ヶ年で名誉職とす」とあり、「但し、再選を妨げず」としている。積立金については、「各自漁獲高正味金の百分の一積立てること」とある。遭難救恤の規定にも十分な配慮が感じられ、漁期や水夫雇入給料などについても細かく規定している。

(文責 鈴木江津子)